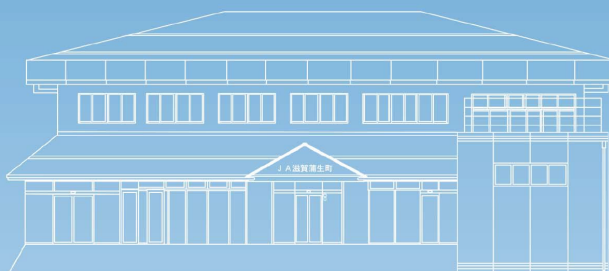


Disclosure 2023



JA 滋賀蒲生町の現況



滋賀蒲生町農業協同組合

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA 滋賀蒲生町は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた冊子を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますと共に、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 7 月 滋賀蒲生町農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

J A 綱 領

— わたしたち JA のめざすもの —

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JA への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	3
3. JAの組織の概要	6
4. 事業の概況（令和4年度）	9
5. 農業振興活動	11
6. 地域貢献情報	11
7. リスク管理の状況	12
8. 自己資本の状況	15
9. 主な事業の内容	15

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	21
2. 損益計算書	22
3. キャッシュ・フロー計算書	23
4. 注記表	25
5. 剰余金処分計算書	47
6. 部門別損益計算書(令和4年度)	48
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	49
8. 会計監査人の監査	49

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	50
2. 利益総括表	51
3. 資金運用収支の内訳	51
4. 受取・支払利息の増減額	51

III 事業の概況

1. 信用事業	52
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	

(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	58
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	60
(1) 買取購買品取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業取扱実績	
4. 指導事業	61
IV 経営諸指標	
1. 利益率	62
2. 貯貸率・貯証率	62
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	63
2. 自己資本の充実度に関する事項	65
3. 信用リスクに関する事項	67
4. 信用リスク削減手法に関する事項	70
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	71
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	71
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	72
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	73
9. 金利リスクに関する事項	73
VI 役員等の報酬体系	
1. 役員	75
2. 職員等	75
3. その他	75

ごあいさつ

組合員・地域の皆様におかれましては、日ごろから当組合のご利用、ご参画をいただきありがとうございます。

さて、私たち農業協同組合は、地域農業を営む組合員が組織した協同組合です。農業協同組合では、助けあいの精神のもと、組合員が必要とする事業と活動を展開し、組合員の営農とくらしを支えています。

また、当組合は「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、農業を営んでいなくても、同じ地域で生活する方々も准組合員として迎え入れ、地域社会とともに歩みを進めてまいりました。

令和4～6年度につきましては第8次中期経営計画を策定し、基本目標を以下の3点としています。

- ① 農家組合員の所得増大と農業生産のさらなる拡大を目指す「持続可能な食糧・農業基盤の確立」
- ② 地域の活性化を目指す「持続可能な地域・くらし・組合員組織基盤の確立」
- ③ 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化

私たち農業協同組合は3つの基本目標を達成するため、「集まる」のシンプルなキーワードを使い組合員の皆さんの積極的な参画（アクティブメンバーシップ）をお願いしております。

組合員の皆様が参画いただく中で、評価やご意見をいただき、その評価を踏まえて修正と改善を繰り返す「自己改革実践サイクル」の構築を実践することにより、組合員、利用者の皆様に「農協があってよかった」と評価いただける事業展開を進めてまいります。

本誌(ディスクロージャー（情報公開）誌)については、事業の実績・成果の「見える化」をし、当組合をご理解いただくことで信頼性を増し、出資者（組合員）をはじめ一般の方々にも安心して事業をご利用いただくために、決算毎に作成しております。

本誌は、財務内容や経営内容を公開するため作成されており、ホームページ・本店にてご自由にご覧いただき、皆様の当組合に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和5年7月

滋賀蒲生町農業協同組合
代表理事組合長 谷口 信樹

1. 経営理念

私たちは「誠心」「誠意」を信条に、時代を見据えた協同活動を展開し、着実に豊かな地域社会づくりをリードします。

JAの経営ビジョン

「誇りと信頼度No.1を目指します。」

1. 礼儀正しく、親切・誠実・公平な態度で明るさを持って組合員対応をする。
2. 人間的な信頼関係を築き、組合員とのふれあいを深める。
3. 業務に精通し、迅速にして正確・丁寧に責任を持って業務を遂行する。
4. 「自己啓発計画」を樹立・実践し、職務に必要な知識・技能・態度の向上を図る。
5. 職場規律を守り、意志疎通と協調によって職場の活性化を図る。
6. 組合員の財産である組合の施設、機械器具、備品など大切に維持保管する。
7. 家族を含め心身の健康管理に努め、常に意欲を持って与えられた職務に取り組む。

JA 滋賀蒲生町

イメージキャラクター



2. 経営方針

JA 滋賀蒲生町の取り組み方針

令和元年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大によるコロナ禍によって分断を契機とした、価値観の変化と劇的に進化するデジタル化、地球温暖化、自然災害の頻発・激甚化、SDGsをはじめとした持続可能な社会からの要請の強まりなど、まさに時代の転換期にあるといえます。世界に目を向けると異常気象などの自然災害が多発し、日本が多くの食料を輸入している、米国、中国、豪州、タイ、カナダでも豪雨、大雨、干ばつなどが起きています。自然災害による被害は、被災国の国内の食料供給に影響を与えるだけでなく、その国から食料を輸入している日本にとっても大きなリスクがあります。日本においても、自然災害は近年多発しており、これからの農業にとっても自然災害が大きなリスクとなっていくことは間違いありません。それに加え、コロナ禍による経済の落ち込みにより、外食産業が打撃を受け米価に大きく影響を与えています。

そのため、昨年度に農業経営支援積立金を活用し、再生産意欲の高揚や地域農業の活性化につながる事を目的に助成金をお支払いしました。食料を輸入だけに頼るのではなく、地産地消・国産国産の考えを実践していくことが重要と考えます。

今後もコロナ禍がいつまで続くのか不透明な中、JAグループとして、東近江市・滋賀県そして政府に対し、米の需給緩和・米価下落に対するの対策を求める要請等を行い、10年後も20年後もこの蒲生地区で田園風景が変わることなく、安心して農業を続けられることが、蒲生地区の発展につながると考えています。これからも、農業の為、地域のためのJAであり続けることが最大の役割であると考えます。

JA 滋賀蒲生町では、今年度に第8次中期経営計画を作成し「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」～不断の自己改革によるさらなる進化～を掲げ、JA 滋賀蒲生町が目指す姿として持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会に対応するため、①持続可能な「食料・農業基盤の確立」と、②持続可能な「地域・くらし・組合員組織基盤の確立」の2つを柱に位置付け、それを支える土台として、③「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」、さらに横断的な取り組みとして、④「協同組合としての人づくり」、⑤「『食』『農』『地域』『JA』にかかる国民理解の醸成」を位置付け、これらを中期的に見通して重点的に取り組む5つの柱といたしました。

第8次中期経営計画の実践に向け、JA 滋賀蒲生町の役職員が一丸となり、それぞれの役割を果たし、安心して農業ができる蒲生地区を継続するため単年度計画・第8次中期経営計画に取り組みます。

施設については、中長期的に計画を立て、利用者・組合員の利便性の向上・利用率の向上・経営基盤の確立等の為、修繕等を行っていきます。

JA 滋賀蒲生町 自己改革工程表

当組合は、平成26年より、組合員との徹底した対話に基づき、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支えるJA経営基盤の確立」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。この結果、平成29年度～平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員の方々から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。今後も、地域になくてはならないJA、地域に必要とされるJAであり続けるため、組合員との徹底した接点活動と対話を通じ、自己改革の取り組みと成果について評価を把握し、次の自己改革につなげることで、PDCA サイクルを回し、総合事業を基本とする「不断の自己改革」を着実に実践いたします。

農家組合員の所得向上（安定）・農業生産の拡大の取り組みについて

農家組合員の所得向上（安定）・コスト低減につながる次の取り組みについて、目標及び具体策を策定し、実践します。

※多様な農業者を対象とした取り組み

- ア. 生産調整を米で実施する場合は輸出米を中心にした作付け推進
- イ. 複数年契約米の継続した取り組み
- ウ. 担当職員（営農指導員等）による多様な農業者への訪問活動を展開
- エ. 青壮年農業者や集落営農法人等との関係づくり強化

地域の活性化の取り組みについて

「地域の活性化」に向けて、次のことに取り組めます。

- ア. 「こころ」「からだ」「つながり」を軸とした組合員・地域住民の健康づくり
- イ. SNSを利用し組合員・利用者との「対話ツール」の構築
- ウ. 小さな拠点づくり（集まる・つながる場づくり）

JA経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の人口動向は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。同様に農業経営体も3年前と比較すると全体として2割程度減少していますが、農用地は大規模農家等の規模拡大により維持管理されています。農業生産額は社会情勢の影響を大きく受けましたが、販売品販売高は、8億円前後で推移している状況です。

こうした情勢のなか、JAとして5年後の収支シミュレーションを行ったところ、5年後には現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。これまで行ってきた自己改革および経営基盤強化を通じた事業改革の成果が表れてきていると見られる一方で、事業総利益の減少を事業管理費の削減で補っている収支構造も見られるため、5年後のその先を見通して先手先手の事業改革に取り組んでいく必要があります。

自己改革を支えるJA経営基盤を確保するために、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設活用を通じた費用削減等、経済事業の収支改善施策を継続して取り組むことで、健全で持続性のある経営を確立することが緊急の課題となっています。

組合員との対話・意思反映について

自己改革の実践にあたっては、担当職員（営農指導員等）による農業者への訪問活動や農談会などを通じた「組合員との対話」により改革の評価を把握し、地域に根差し地域になくてはならない、JAを目指して日常の正組合員の声を組合事業全般に生かします。正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える、准組合員に関しては、年金友の会や共済優友会等の役員に就いていただくことにより、准組合員の声も聴くことができ、事業に反映させることで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現いたします。また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農家組合員の所得向上（安定）」につながるよう取り組みます。

第8次中期経営計画の取り組み

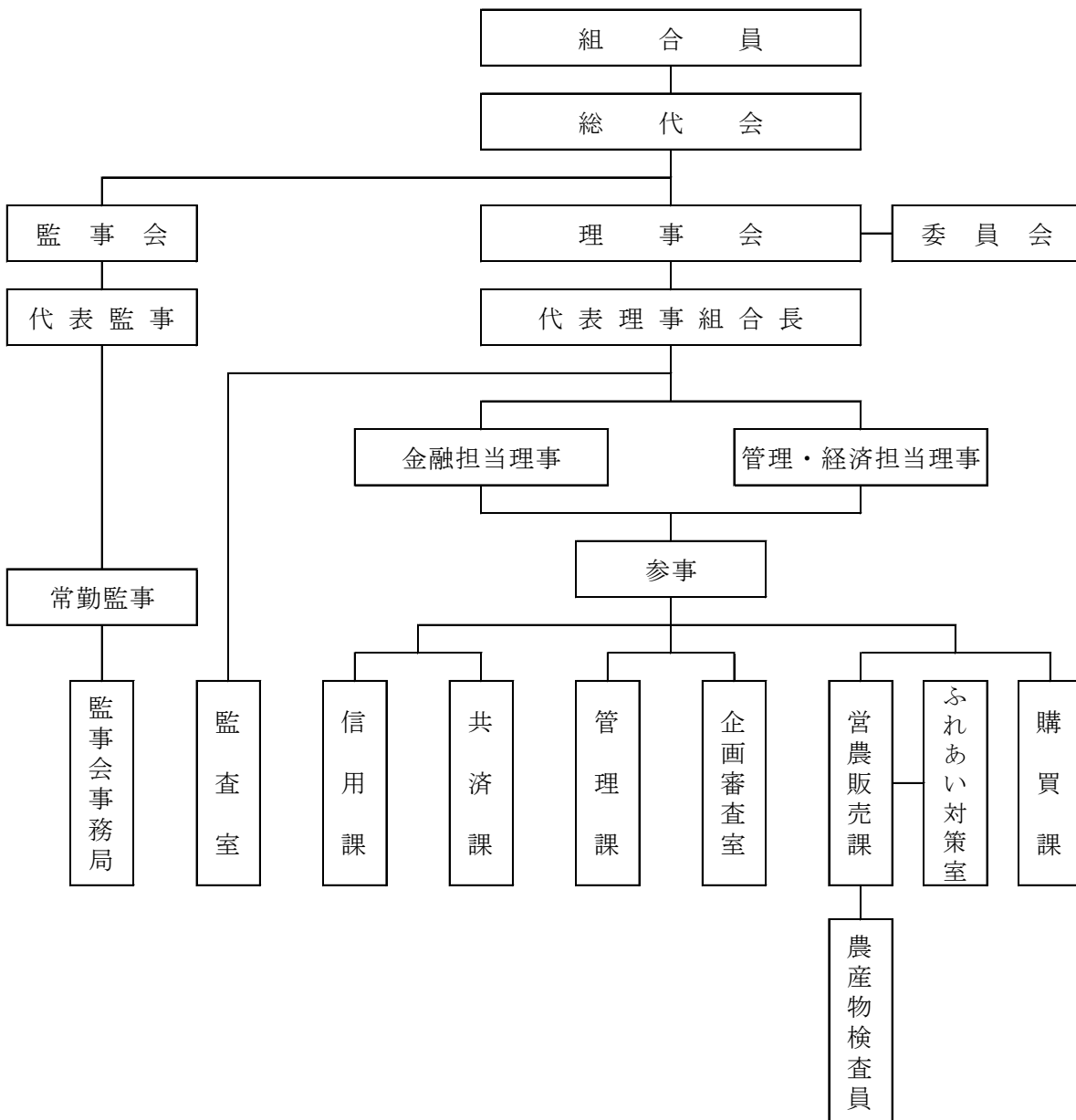
- ① 持続可能な「食料・農業基盤の確立」
 - ・ 農業者所得向上（安定）の取り組み
 - ・ スマートの農業の活用
 - ・ 積極的な農政活動
- ② 持続可能な「地域・暮らし・組合員組織基盤の確立」
 - ・ 暮らし活動の充実
 - ・ 組合員の健康増進活動
 - ・ 女性組織の活性化
- ③ 「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」
 - ・ 将来の施設の在り方や施設の老朽化等に向けた取り組み
 - ・ 早期警戒制度への対応
 - ・ 事業管理費のコスト削減に向けた取り組み
- ④ 「協同組合としての人づくり」
 - ・ 職員教育の徹底
- ⑤ 「『食』『農』『地域』『JA』にかかる国民理解の醸成」
 - ・ SDGs への取り組み
- ⑥ デジタル化への対応
 - ・ SNS を活用し対話ツールの構築

3. JAの組織の概要

(1) JAのプロフィール

◇正式名称	滋賀蒲生町農業協同組合	◇組合員数	2,586人
◇設立	昭和41年2月	◇役員数	16人
◇本店所在地	東近江市市子殿町	◇職員数	46人
◇出資金	5.1億円	◇施設拠点数	1施設
◇総資産	430億円	◇単体自己資本比率	19.60%

(2) 機構図（令和5年3月31日現在）



(3) 役員構成（役員一覧）

（令和5年3月31日現在）

役員	氏名	役員	氏名
代表理事 組合長	谷口 信樹	理事	角 徳 男
筆頭理事	居永 栄治郎	理事	日永 俊之
理事	野村 秀平	理事	西村 洋子
理事	山中 利次	常勤理事	塩田 育弘
理事	森田 博	常勤理事	森 昌也
理事	野村 保子	代表監事	野 邑 新次
理事	連藤 美佐子	監事	西村 喜雄
理事	古川 清	常勤監事	田村 彰

(4) 会計監査人の名称

当組合の会計監査法人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 笠原則人氏であります。

(5) 組合員数

（単位：人、団体）

区分	令和3年度	令和4年度	増減
正組合員	782	764	△18
個人	758	740	△18
法人	24	24	0
准組合員	1,811	1,822	11
個人	1,791	1,802	11
法人	20	20	0
合計	2,593	2,586	△7

(6) 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
蒲生町活活楽楽篤農クラブ（担い手部会）	70
旬菜館さくら出荷協議会（産直部会）	123
蒲生あかねいちじく生産出荷組合	6
年金受給者友の会	1,887
J A 滋賀蒲生町共済優友会	439
カルチャースクール（参加人数）	52
集落営農法人連絡協議会	45
がもうあかねパートナーシップGAP部会	5

(7) 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

(8) 地区一覧

東近江市

鑄物師町 蒲生岡本町 上麻生町 下麻生町 蒲生大森町 大塚町 田井町 鈴町
蒲生堂町 宮川町 外原町 宮井町 葛巻町 横山町 合戸町 上南町 市子沖町
市子殿町 市子松井町 市子川原町 平林町 石塔町 綺田町 蒲生寺町
桜川東町 桜川西町 川合町 木村町 稲垂町

(9) 店舗等のご案内

(令和5年6月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	A T M（現金自動化機器）設置・稼働状況
本店	東近江市市子殿町 240 番地	0748-55-1171	2 台

4. 事業の概況（令和4年度）

当該事業年度を振り返りますと、日本経済は歴史的な物価高騰、円安、新型コロナウイルスの影響によって個人消費の落ち込みも続いておりましたが、令和4年10～12月においては国内総生産(GDP)が、物価変動費を除き実質で前期比0.2%増、年率換算で0.6%増となりました。プラス成長は2四半期ぶりで、コロナ禍から経済の正常化が緩やかに進んでいます。

こうした状況の中、主食用米の需給はやや均衡し、令和4年産米の価格は、令和3年産米よりもわずかに上昇しましたが、昨今の世界情勢の劇的な変化で農業資材や原油価格は高騰し、生産コストが上昇する等、農業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

また、令和4年2月から続くウクライナ危機は、「世界的な食料危機が起こるのではないか」と懸念され、自由貿易主義だけでは、国際的な混乱によって深刻な食料危機に見舞われることが、認識されました。

令和4年度は、農業基本法の検証・見直しの年度であり、農政連と共に食料自給率の向上、不測の事態に備えるための食糧の十分な備蓄、再生産が可能な農業経営等、食料安全保障を実現するための対策の具体化にむけて要請活動を行いました。

地域農業においては、主食用米の需要は、少子高齢化や食の多様化もあり、長期的に需要は減少する中、マーケットインに基づき、平成22年から輸出米に取り組みました。令和4年3月29日に国の輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地として認定され、全農等を通じて香港、インドネシア、シンガポール、中国、アメリカ(令和4年～)に輸出し、令和4年産輸出米として検査数量で745tとなり西日本では最大の輸出米の産地となっています。

また、当組合にて取り組んだ農業基盤促進事業(平成27～29年度)での暗渠設置(52.7ha)と令和元年度から集落営農法人等によって取り組まれた農地耕作条件改善事業(14集落)による圃場の排水条件の改善と農家の皆様の栽培技術の向上により、令和4年産の小麦検査数量は、959tとなり、前年度より増加しました。

当組合の本店を中心に「集まる」をキーワードとした小さな拠点づくりとして、平成30年4月には、旬菜館さくらを本店地先に移転し、調理施設の充実や利便性向上に取り組み、令和4年度につきましては、老朽化しておりました給油所を将来の需要に応じたコンパクトな給油所として整備し、令和4年12月にオープンさせていただきました。令和4年度の財務状況につきましては、事業利益で5,373万円、経常利益で6,537万円、当期剰余金としまして6,070万円、当期末の未処分剰余金といたしまして、2億5,753万円を計上させていただき、金融情勢が不透明な中、単体自己資本率は19.60%と金融機関として十分な自己資本比率を確保することができました。

財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区分	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (当期)
財 務	事業利益	40,324	37,739	36,222	53,730
	経常利益	50,767	50,451	52,985	65,365
	当期剰余金	41,292	36,771	37,616	60,701
	総資産	41,358,750	42,884,422	42,349,516	43,008,905
	純資産	2,363,561	2,373,057	2,357,182	2,267,181
信用事業	貯 金	38,416,892	39,961,032	39,468,101	40,217,489
	預 金	34,338,592	34,979,301	34,145,413	33,721,382
	貸 出 金	2,966,754	2,992,289	3,199,737	4,104,817
	有 価 証 券	1,726,750	2,596,310	2,825,260	2,886,890
	(国 債)	104,920	596,090	770,590	927,690
	(地 方 債)	979,980	1,172,660	1,151,450	1,103,830
	(政府保証債)	338,430	330,980	322,410	305,540
	(特別法人債)	-	196,740	190,800	177,280
(公 社 債)	303,420	299,840	390,010	372,550	
共済事業	長期共済保有高	71,979,183	70,299,138	67,685,480	65,183,879
	短期共済新契約掛金	181,383	182,436	175,004	177,722
購買事業	購買品供給・取扱高	538,912	453,234	486,392	517,039
販売事業	販売品販売・取扱高	907,851	825,918	795,449	746,175

※購買品供給高及び販売品供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動を実施し、安全・安心の JA 米の確立と農家へのポジティブリスト制度へ対応と啓発に努めております。

◇多様な農業者との関係づくり強化

従来 of 農家へのサービスの充実に努めるほか、新たな政策に対応して、専任の担い手担当を配置し、複数年契約米の継続した取り組みや水田フル活用の推進などに取り組み、地域農業の振興、農村の価値観を共有する「農業振興の仲間づくり」を進めます。

◇直売所(旬菜館さくら)、地産地消・国消国産・食育の取り組み

旬菜館さくらにて新鮮野菜を地元の消費者や学校給食に供給しております。蒲生地区特産の錦大豆と地元産米を使用した手作り味噌など地元消費者に供給しております。

また、地元小学校等での体験水田の支援などの活動をしております。

◇農業関連融資の状況

農業関係への令和5年3月末融資残高は260,689千円となっております。

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動(社会的責任)

➤ 環境問題への取り組み状況

地域清掃のエコフォスターの実施(毎月)、環境に配慮した環境こだわり農産物の支援及び廃棄プラスチック・農薬の回収等を行っています。

➤ 各種募金活動・公益団体等への寄付

◇地域貢献情報

➤ 地域からの資金調達の状況

組合員や地域の方からお預かりしております貯金は令和5年3月末で40,217,489千円です。

➤ 地域への資金供給の状況

組合員や地域の方および管内の地方公共団体等に融資しております貸出金は、令和5年3月末で4,104,817千円です。

➤ 文化的・社会的貢献に関する事項(地域との繋がり)など

カルチャー教室、健康診断の実施及び地元イベントへの参加等を実施しています。

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより

損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・本店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「緊急時対応マニュアル」（又は「不測時対応計画」）等を策定しています。

◇法令等遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長（理事長）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情

- ・相談等の専門窓口の「組合員相談室」を設置しています。

◇金融 ADR 制度への対応

①苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口【電話：0748-55-1171（月～金 8時30分～17時）】

②紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）

京都弁護士会（電話：075-231-2378）

- ① の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。また、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び単年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 5 年 3 月末における自己資本比率は 19.60%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額 511,337 千円（前年度 514,596 千円）

当 JA は「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という 3 段階の組織が有機的に結びつき、「JA バンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金等は別表（次頁）の通りです。

主な貯金など

項目	しくみと特色	期 間	お預入れ金額
総合口座	普通貯金	いつでも出し入れ自由	…1円以上
	期日指定定期貯金	「貯めるお金」と「使うお金」を一つの口座で家計簿がわり財布がわりに上手に活かせる。余裕があれば定期貯金でどんどん増やし、使うときはご利用できて便利なキャッシュカードで引き出せます。給与・年金・配当金などを振込み指定すれば、自動的に入金され、公共料金、クレジットなどの支払いを自動的に行えますし、定期貯金のセットで自動融資もご利用頂けます。	期日指定定期貯金…1千円以上 300万円未満
	スーパー定期	スーパー定期・大口定期貯金…定型方式1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満	スーパー定期・大口定期貯金…1千円以上
	大口定期貯金		変動金利型定期貯金…1千円以上
普通貯金	出し入れ自由としてご利用いただけます。また公共料金自動支払等各種サービスもご利用いただけます。	いつでも出し入れ自由	…1円以上
貯蓄貯金（Ⅰ型、Ⅱ型）	市場金利連動の普通貯金です。但し基準残高が30万円、10万円の2通があり選択してご利用頂けます。尚、キャッシュカードの利用もできます。	原則いつでも出し入れ自由	…1円以上
納税準備貯金	納税に充てる資金を預入するための貯金で利率も普通貯金より利率が高くて有利でかつ、利息に対し非課税扱いです。	預入自由です。	…1円以上
通知貯金	短期の余裕資金を高い利息で運用できます。	据置き7日以上	…5万円以上
期日指定定期貯金	1年ごとの複利計算で高利回り1年据置き後は一部払出も可能です。	満期日が自由に指定でき最長3年(1年経過後解約自由但し1ヵ月前に解約予告が必要)	…1千円以上 300万円未満
自由金利型定期貯金(スーパー定期)	スーパー定期は1千円からご利用いただける自由金利の定期貯金です。金利は原則毎週月曜日に変更しますが、市場情勢により週半ばに変更を行うこともあります。お預入期間中はお預入の金利をそのまま適用します。総合口座もご利用いただけます。	満期指定方式 1ヵ月超5年未満 定型方式 1ヵ月～5年	…1千円以上
変動金利型定期貯金	大口資金適用に適した高利回りの貯金です。金利は、お預入時点の金利情勢により個別に決めさせていただきます。	満期日指定方式 1ヵ月超3年未満 定型方式 1年、2年、3年	…1千円以上
定期積金	毎月・2ヵ月・3ヵ月毎に少しずつかけてまとまった資金財産作りができる。ボーナス併用もOKです。	6ヵ月～5年まで月単位	…1千円以上 1円単位

◇貸出金業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種類		お使いみち	ご融資金額	ご期間
担保貸付	定期貯金担保貸付	お使いみちの制限はございません	定期貯金元金額	3年
	定期積金担保貸付		定期積金掛込額	3年
	共済証書担保貸付		約款貸付可能額	5年
住宅貸付	住宅ローン	住居の新築、増改築	7,000万円	40年
	リフォームローン	住居の増改築	1,000万円	15年
農業貸付	アグリマイティ資金	農業関連資金	・個人5,000万円 ・法人、特定農業団体1億	20年
	農機ハウスローン	農機具・施設導入資金等	1,800万円	10年
	農トラローン	営農に関する農業用トラック資金	200万円	5年
	営農ローン	農機具・施設導入資金	300万円	7年
	農業近代化	農業近代化設備・運転資金	別途お問合せください	
	農林漁業	農業近代化設備	別途お問合せください	
その他貸付	自動車ローン	自動車取得資金	1,000万円	10年
	教育ローン	就学子弟の入学金・授業料	1,000万円	措置含15年
	フリーローン	営農・営業・生活資金	500万円	10年
	団体貸付	組合員が構成する団体・その他団体	別途お問合せください	
	総合口座貸越		200万円	

◇為替業務

全国の JA ・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立安全・確実・迅速にできます。

◇国債窓口販売業務

国債(利付・割引国庫債券)の窓口販売をしております。

◇サービス・その他

当 JA では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込みサービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取扱いしております。また、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めております。

[共済事業]

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの「ひと・いえ・くるま」を相互扶助によりトータルに保障しています。個人の日常生活を送るうえで必要とされる様々な保障・ニーズにお応えできます。

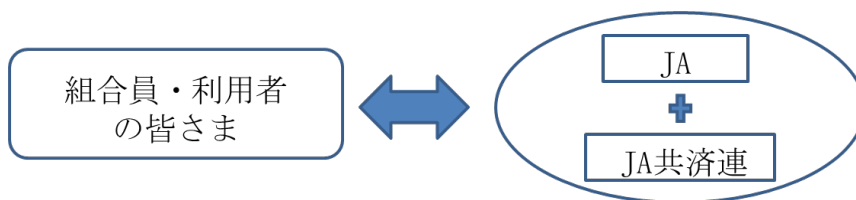
当 JA の共済事業では生命共済、建物更生共済、年金共済など一つの窓口で扱っており、きめ細かで総合的な保障の提供に努めております。

※ご注意 民間では保険といわれていますが JA では「共済」と呼んでいます。

共済種類	内容
終身共済	終身にわたって被共済者のかたの死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態等を保障する共済です。(注1)
一時払終身共済	
養老生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態等を一定期間保障し、満期時には満期共済金を支払う共済です。(注2)
一時払養老生命共済	
こども共済	教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障する共済です。(注3)
定期生命共済	被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を一定期間保障する共済です。
がん共済	終身にわたって被共済者の悪性新生物・脳腫瘍を総合的に保障する共済です。
年金共済	毎年(毎月)の掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。
医療共済	被共済者の入院・手術・放射線治療を保障する共済です。(入院見舞保障や先進医療保障の付加も選択できます。)
認知症共済	認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。
介護共済	終身にわたって被共済者が公的介護保険制度における要介護2以上に認定された場合や、所定の重度要介護状態を保障する共済です。(注4)
一時払介護共済	
建物更生共済	火災、地震、自然災害による建物の損害に対して保障する共済です。
自動車共済	自動車事故の様々なリスクに備えるための共済です。
自賠償共済	自動車の運行によって他人を死亡させたり負傷させたりしたために、自動車の保有者または運転者が損害賠償責任を負った場合の損害(対人賠償)を保障する共済です。

◇JA 共済の仕組み

JA 共済は、平成17年4月1日から、JA と JA 共済が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



JA : JA 共済の窓口です。

JA 共済連 : JA 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

(注1) 一時払終身共済は死亡のみ保障します。

(注2) 一時払養老生命共済は死亡のみ保障し、満期時には満期共済金を支払います。

(注3) 養育年金特則を付加した場合、共済契約者の死亡・第1級後遺障害の状態・重度要介護状態を保障します。

(注4) 一時払介護共済は被共済者の死亡時に給付金をお支払いします。

[購買事業]

当 JA では組合員の皆さまに肥料・農薬を中心に生産資材商品の提供を行うと共に、燃料やLPガスといった生活に関わる商品や、安全安心なお米など食料品の提供にも努めています。

また、葬祭事業ではホール葬、自宅葬共に顧客の負担を軽減し、ニーズに合わせた安心プランを提供しています。

[営農指導・生活指導事業]

①営農指導

地域における米づくりの中心である担い手に、営農、経営、政策面での諸課題を解決して「売れる、米、麦、大豆」を目指した営農指導に取り組めます。

営農のために水稻栽培指導や農家の経営指導等を行いながら、生産組織部会の支援、小麦・大豆・野菜・果樹の指導も努めています。また、食農プランの実践を図っています。

②生活指導

女性が集える場所を提供し積極的に参画しやすい、生花教室、パッチワーク教室・ヨガ教室等のカルチャースクールの開講を行っています。

[販売事業]

農家で生産されたお米を当 JA は委託を受け消費者をはじめ卸の方に出荷販売しております。均質でおいしい味のお米を食べて頂くために生産・出荷に心がけております。みなさんにきっと喜んで頂けるものと思っております。

売れる蒲生米・消費者が求める蒲生米に向けて安全・安心対策はもとより、ニーズに即応した品質の向上を目指し、喜ばれる蒲生米の安定供給を通じて、消費者とより一層の信頼の構築に向けた取り組みを行います。

[倉庫事業]

当 JA は倉庫事業を営んでおりますが寄与されています農産物のみを取り扱っており、その保管・入出庫業務を展開しております。

[利用事業]

農家組合員に次の5つの利用事業を行っています。

1. カントリー事業

大規模穀類乾燥調製貯蔵施設（お米の乾燥施設です）

麦乾燥調製施設（小麦の乾燥施設です）

2. 育苗センター事業

水稻育苗管理施設（お米の苗を作り農家とオペレーターとの連絡調整を行います）

3. 農作業受委託事業

大豆用機械の貸し出し及び委託農家とオペレーターとの連絡調整を行います。

4. 葬祭事業

組合員の負担を軽減し、安心してご利用して頂く葬祭ホール（JA ホールがもう）を完備しております。また、自宅葬の祭壇もご用意しております。

5. 直売所事業

新鮮で安心・安全な野菜・花卉・果物を販売しています。

[加工事業]

地元特産の「錦大豆」を使用した、安全・安心な「佐久良川みそ」を地域・学校給食等に提供しています。

みそ加工施設を設置運営しております。

[その他事業]

農地の貸し借りについては、当組合の事業である農地集積円滑化事業から国の事業である農地中間管理機構へスムーズに移行できるように取り組みました。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

①「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

②「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1,652億円となっています。

③「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システム[JASTEM システム]の利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

④貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

経 営 資 料

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	令和4年3月31日現在		令和5年3月31日現在		令和4年3月31日現在		令和5年3月31日現在	
(資産の部)				(負債の部)				
科 目	金 額	金 額	科 目	金 額	金 額			
1. 信用事業資産	40,281,634	40,819,099	1. 信用事業負債	39,524,449	40,260,108			
(1) 現金	84,661	77,386	(1) 貯金	39,468,101	40,217,489			
(2) 預金	34,145,413	33,721,382	(2) 借入金	7,538	4,765			
①系統預金	(34,145,383)	(33,721,381)	(3) その他の信用事業負債	48,810	37,853			
②系統外預金	(29)	(1)	①未払費用	(11,211)	(7,579)			
(3) 有価証券	2,825,260	2,886,890	②その他の負債	(37,599)	(30,274)			
①国債	(770,590)	(927,690)	2. 共済事業負債	173,731	170,780			
②地方債	(1,151,450)	(1,103,830)	(1) 共済資金	106,308	100,704			
③政府保証債	(322,410)	(305,540)	(2) 未経過共済付加収入	66,207	68,836			
④特別法人債	(190,800)	(177,280)	(3) 共済未払費用	104	144			
⑤公社債	(390,010)	(372,550)	(4) その他の共済事業負債	1,113	1,097			
(4) 貸出金	3,199,737	4,104,817	3. 経済事業負債	108,929	113,998			
(5) その他の信用事業資産	28,244	30,893	(1) 経済事業未払金	80,009	65,523			
①未収収益	(21,292)	(21,461)	(2) 経済受託債務	18,977	30,354			
②その他の資産	(6,952)	(9,432)	(3) その他の経済事業負債	9,943	18,121			
(6) 貸倒引当金	△1,681	△ 2,268	4. 雑負債	46,631	48,374			
2. 共済事業資産	2,419	654	(1) 未払法人税等	10,012	11,400			
(1) その他の共済事業資産	2,419	654	(2) その他の負債	36,619	36,974			
3. 経済事業資産	507,212	562,363	5. 諸引当金	138,593	148,465			
(1) 経済事業未収金	143,229	165,508	(1) 賞与引当金	15,686	15,702			
(2) 経済受託債権	316,794	323,983	(2) 退職給付引当金	79,130	91,547			
(3) 棚卸資産	41,640	63,086	(3) 役員退職慰労引当金	1,814	3,854			
①購買品	(35,383)	(57,644)	(4) 特例業務負担引当金	41,964	37,362			
②その他の棚卸資産	(6,257)	(5,442)	負債の部合計	39,992,434	40,741,725			
(4) その他の経済事業資産	14,644	21,326	(純資産の部)					
(5) 貸倒引当金	△9,095	△ 11,540	科 目	金 額	金 額			
4. 雑資産	42,117	41,800	1. 組員資本	2,347,267	2,390,382			
(1) 雑資産	42,117	41,800	(1) 出資金	514,596	511,337			
5. 固定資産	540,569	596,133	(2) 資本準備金	332	332			
(1) 有形固定資産	540,569	596,116	(3) 利益剰余金	1,832,340	1,879,674			
①建物	(1,200,818)	(1,186,668)	①利益準備金	(780,000)	(790,000)			
②機械装置	(614,308)	(590,377)	②その他利益剰余金	(1,052,340)	(1,089,674)			
③土地	(187,505)	(206,699)	特別積立金	452,000	452,000			
④その他の有形固定資産	(336,762)	(329,032)	施設改修等積立金	220,000	130,448			
⑤減価償却累計額	(△1,798,824)	(△1,716,659)	有価証券価格変動積立金	75,000	90,000			
(2) 無形固定資産	0	17	固定資産減損積立金	56,898	59,694			
6. 外部出資	968,932	968,932	組織再編繰越積立金	80,000	80,000			
(1) 外部出資	968,932	968,932	次期情報システム更改等積立金	20,000	20,000			
①系統出資	(936,562)	(936,562)	農業経営支援積立金	15,000	-			
②系統外出資	(22,670)	(22,670)	当期末処分剰余金	133,442	257,533			
③子会社出資	(9,700)	(9,700)	(うち当期剰余金)	(37,616)	(60,701)			
7. 繰延税金資産	6,633	19,925	(4) 処分未済持分	△ 1	△ 961			
			2. 評価・換算差額等	9,915	△ 123,202			
			(1) その他有価証券評価差額金	9,915	△ 123,202			
資産の部合計	42,349,516	43,008,905	純資産の部合計	2,357,182	2,267,181			
			負債及び純資産の部合計	42,349,516	43,008,905			

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	令和4年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	科 目	令和3年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	令和4年度 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
			(9)保管事業収益	16,432	15,549
1. 事業総利益	509,145	525,704	(10)保管事業費用	4,163	4,980
事業収益	1,041,652	1,094,345	保管事業総利益	12,269	10,569
事業費用	532,507	568,640	(11)加工事業収益	2,405	2,671
(1)信用事業収益	225,025	235,550	(12)加工事業費用	1,977	1,968
資金運用収益	210,707	215,513	(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)
(うち預金利息)	(139,134)	(135,561)	加工事業総利益	428	703
(うち有価証券利息)	(19,004)	(20,982)	(13)利用事業収益	136,772	159,955
(うち貸出金利)	(32,394)	(34,196)	(14)利用事業費用	67,404	80,324
(うちその他受入利息)	(20,176)	(24,774)	(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)
役員取引等収益	5,881	6,422	利用事業総利益	69,369	79,631
その他事業直接収益	1,568	-	(15)その他事業収益	5,675	5,203
その他経常収益	6,869	13,616	(16)その他事業費用	5,179	4,746
(2)信用事業費用	43,333	37,268	その他事業総利益	496	457
資金調達費用	16,200	12,202	(17)指導事業収入	4,478	3,250
(うち貯金利息)	(14,999)	(11,481)	(18)指導事業支出	10,856	10,533
(うち給付補填備金繰入)	(874)	(416)	指導事業収支差額	△ 6,378	△ 7,283
(うち借入金利息)	(201)	(144)	2. 事業管理費	472,924	471,974
(うちその他支払利息)	(126)	(161)	(1)人件費	332,049	333,188
役員取引等費用	3,985	4,210	(2)業務費	55,133	56,115
その他経常費用	23,148	20,857	(3)諸税負担金	14,932	14,746
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	(4)施設費	70,622	66,661
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,676)	(587)	(5)その他事業管理費	188	1,264
信用事業総利益	181,692	198,282	事業利益	36,222	53,730
(3)共済事業収益	153,213	140,816	3. 事業外収益	21,690	21,378
共済付加収入	140,031	132,662	(1)受取出資配当金	12,676	12,676
その他の収益	13,183	8,154	(2)賃貸料	3,974	5,067
(4)共済事業費用	5,828	8,520	(3)雑収入	5,041	3,636
共済推進費	4,655	4,202	4. 事業外費用	4,926	9,743
その他の費用	1,173	4,318	(1)寄付金	3,050	3,060
共済事業総利益	147,385	132,296	(2)雑損失	1,876	6,683
(5)購買事業収益	451,268	487,923	経常利益	52,985	65,365
購買品供給高	432,349	468,754	1. 特別利益	516	62
購買手数料	4,426	3,651	(1)固定資産処分益	183	62
その他の収益	14,493	15,518	(2)一般補助金	333	-
(6)購買事業費用	379,973	406,356	2. 特別損失	3,789	306
購買品供給原価	356,928	382,294	(1)固定資産処分損	354	0
購買品供給費	1,109	1,075	(2)固定資産圧縮損	333	-
その他の費用	21,936	22,987	(3)減損損失	3,102	306
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,216)	(2,445)	税引前当期利益	49,713	65,121
(うち貸倒損失)	(619)	-	法人税・住民税及び事業税	12,561	13,933
購買事業総利益	71,295	81,566	法人税等調整額	△ 465	△ 9,512
(7)販売事業収益	51,588	48,954	法人税等合計	12,097	4,421
販売品販売高	11,487	10,726	当期剰余金	37,616	60,701
販売手数料	31,440	30,190	当期首繰越剰余金	92,724	91,974
その他の収益	8,661	8,038	施設改修等積立金	3,102	89,552
(8)販売事業費用	18,998	19,472	固定資産減損積立金	-	306
販売品販売受入高	9,861	9,383	固定資産減損積立金取崩額	3,102	-
その他の費用	9,136	10,089	農業経営支援積立金	-	15,000
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(1)			
販売事業総利益	32,591	29,483	当期末処分剰余金	133,442	257,533

3. キャッシュ・フロー計算書

科 目	令和3年度	令和4年度
	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	49,713	65,121
減価償却費	40,968	37,311
固定資産圧縮損	333	0
減損損失	3,102	306
長期前払費用償却	4,087	4,087
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4,893	3,033
賞与引当金の増減額（△は減少）	718	17
退職給付引当金の増減額（△は減少）	9,770	12,417
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	408	2,040
特例業務負担引当金の増減額（△は減少）	△ 5,828	△ 4,602
信用事業資金運用収益	△ 190,532	△ 190,739
信用事業資金調達費用	16,200	12,202
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 12,676	△ 12,676
固定資産売却損益（△は益）	67	△ 54
固定資産除去損	104	△ 8
補助金受贈益	△ 333	0
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△ 207,448	△ 905,080
預金の純増（△）減	2,070,000	△ 760,000
貯金の純増減（△）	△ 492,931	749,388
信用事業借入金の純増減（△）	△ 2,716	△ 2,773
その他の信用事業資産の純増（△）減	204	△ 2,480
その他の信用事業負債の純増減（△）	17,191	△ 10,957
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△）	5,920	△ 5,603
未経過共済付加収入の純増減（△）	420	2,629
その他の共済事業資産の純増（△）減	558	1,766
その他の共済事業負債の純増減（△）	△ 517	24
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	△ 7,612	△ 22,279
経済受託債権の純増（△）減	118,541	△ 7,189
棚卸資産の純増（△）減	△ 2,434	△ 21,446
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 17,336	△ 14,486
経済受託債務の純増減（△）	△ 12,571	11,377
その他の経済事業資産の純増（△）減	4,312	△ 6,683
その他の経済事業負債の純増減（△）	258	8,178
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	65	△ 3,770
その他の負債の純増減（△）	△ 4,830	1,762
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 8,622	△ 1,407
信用事業資金運用による収入	191,153	190,570
信用事業資金調達による支出	△ 16,200	△ 12,202

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
事業分量配当金の支払額	△ 7,617	△ 8,301
小 計	1,548,781	△ 890,507
雑利息及び出資配当金の受取額	12,676	12,676
法人税等の支払額	△ 7,936	△ 12,545
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,553,521	△ 890,376
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 399,291	△ 198,527
有価証券の売却による収入	100,932	0
補助金の受入れによる収入	333	0
固定資産の取得による支出	△ 7,853	△ 93,172
固定資産の売却による収入	516	54
外部出資による支出	△ 1,800	0
外部出資の売却等による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 307,164	△ 307,164
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	17,002	6,429
出資の払戻しによる支出	△ 7,957	△ 9,688
持分の取得による支出	△ 1	△ 961
持分の譲渡による収入	335	1
出資配当金の支払額	△ 5,001	△ 5,065
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,378	△ 9,284
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	1,250,735	1,191,306
5 現金及び現金同等物の期首残高	179,338	1,430,073
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,430,073	238,768

4. 注記表

令和3年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(ア) 満期保有目的の債権・・・償却原価法(定額法)

(イ) 子会社株式・・・移動平均法による原価法

(ウ) その他有価証券

・時価のあるもの・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(ア) 購買品・・・総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(イ) その他の棚卸資産(原材料、仕掛品)・・・個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,500千円です。

(イ) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(ウ) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(エ) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(オ) 特例業務負担引当金

特例業務負担引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)

及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年

3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時

点、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(イ) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷し、取引先又は消費者等に販売する事業であり、当組合は取引先又は消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先又は消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ウ) 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

(エ) 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(オ) 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(ア) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(ア) 収益の計上時期の変更

販売事業の一部の取引において、従来は、仕切り書が到達した時点で収益を認識していましたが、販売品の引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

(イ) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(ウ) 大豆共同計算の収益認識

大豆共同計算において、従来は、販売を委託する全農からの精算があった時点で収益を認識していましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

(エ) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算

日までに生じた収益を合理的に見積って認識する方法に変更しております。

(オ) 購買事業、利用事業における支払奨励金の会計処理

購買事業、利用事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用、利用事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の事業収益が 44,717 千円減少、事業費用が 46,835 千円減少

し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益は、2,118 千円増加しています。なお、当該会計方針の変更による期首の利益剰余金に与える影響は軽微であるため、新たな会計方針を遡及適用していません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用により会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

(ア) 当期の計算書類等に計上した繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)の金額
10,413 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減産一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和 4 年 3 月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法廷実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

(ア) 当期の計算書類等に計上した減損損失の金額 3,102 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年3月に作成した次年度計画を基礎として算出しており、次年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は472,181千円で、その内訳は次のとおりです。なお、当期の圧縮記帳は333千円です。

建 物	188,411千円	
構築物	54,857千円	
機械装置	217,012千円	(うち当期圧縮記帳分 333千円)
器具及び備品	11,900千円	

(2) 担保に供している資産

定期預金2,220,000千円を為替決済、指定金融機関等の事務取扱に係る担保に供していません。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ・子会社に対する金銭債権の総額は、41,701千円です。
- ・子会社に対する金銭債務の総額は、61,074千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

開示対象となる金銭債権・債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は72千円、危険債権額は10,833千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行

った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,905千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました(令和4年3月31日施行)。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

(ア) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高	48,138	千円
うち事業取引以外の取引高	480	千円
合計	48,618	千円

(イ) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高	4,040	千円
うち事業取引以外の取引高	3,498	千円
合計	7,538	千円

(2) 減損に関する注記

(ア) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。また、遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。

なお、本店及び農業関連施設等については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のため、共用資産と認識しています。

当年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失	
				うち土地
一般資産	給油所	遊休	1,141	—
遊休資産	旧農機センター	遊休	1,655	—
遊休資産	長峰土地 (東近江市宮川町)	遊休	306	306
合計	—	—	3,102	306

(イ) 減損損失を認識するに至った経緯

給油所、旧農機センターについては給油所移設に伴い解体するため、減損しております。

長峰土地の遊休資産は、帳簿価額が回収可能額を下回ったため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。

(ウ) 回収可能額の算定方法

給油所、旧農機センターについては処分可能額価格で評価し全額を減損損失として認識しました。

長峰土地の回収可能額は、「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(ア) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

(イ) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(ウ) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し企画審査室との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当

事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が81,422千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(エ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(ア) 金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、(ウ)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	34,145,413	34,145,713	300
有価証券	2,825,260	2,818,910	△6,350
満期保有目的有価証券	100,000	93,650	△6,350
その他有価証券	2,725,260	2,725,260	0
貸出金	3,199,737		
貸倒引当金（注）	△ 1,681		
貸倒引当金控除後	3,198,057	3,240,032	41,975
資産計	40,170,410	40,204,655	34,245
貯 金	39,468,101	39,479,157	11,056
負債計	39,468,101	39,479,157	11,056

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

(イ) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(ウ) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(ア)の金融商品の時価情報に含まれていません。

貸借対照表計上額 外部出資(注) 968,932千円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	34,145,413	—	—	—	—	—
貸出金(注)	370,728	304,282	297,379	268,967	203,380	1,755,003
有価証券	—	—	—	—	—	2,825,260
満期保有目的有価証券	—	—	—	—	—	100,000
其他有価証券	—	—	—	—	—	2,725,260
合 計	34,516,141	304,282	297,379	268,967	203,380	4,580,263

(注) 貸出金のうち、当座貸越29,797千円については「1年以内」に含めています。

(エ) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	36,120,887	1,340,457	1,860,351	108,426	37,980	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(3) 有価証券に関する注記

(ア) 有価証券の時価及び評価差額に関する注記

① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	債 券	100,000	93,650	△ 6,350
	地方債	100,000	93,650	△ 6,350
合 計		100,000	93,650	△ 6,350

② その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超える もの	債 券	1,577,960	1,514,837	63,123
	国 債	102,140	99,676	2,464
	地方債	958,050	899,625	58,425
	政府保証債	322,410	320,702	1,708
	特別法人債	195,360	194,834	526
	小 計	1,577,960	1,514,837	63,123
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超えない もの	債 券	1,147,300	1,196,728	△ 49,428
	国 債	668,450	697,099	△ 28,649
	地方債	93,400	99,629	△ 6,229
	特別法人債	190,800	200,000	△ 9,200
	公社債	194,650	200,000	△ 5,350
	小 計	1,147,300	1,196,728	△ 49,428
合 計		2,725,260	2,711,565	13,695

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,780 千円を差し引いた額 9,915 千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	69,360
退職給付費用	21,524
退職給付の支払額	△ 878
確定給付年金制度への拠出金	△ 10,876
期末における退職給付引当金	79,130

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
(単位：千円)

退職給付債務	304,874
年金資産	<u>△225,744</u>
未積立退職給付債務	<u>79,130</u>
退職給付引当金	79,130

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で算定した退職給付費用	<u>21,524</u>
合計	21,524

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3,834千円を含めて計上しています。なお、当組合が、翌年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は41,964千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
貸倒引当金	118
賞与引当金	4,329
退職給付引当金	21,840
役員退職慰労引当金	501
未払費用	668
特例業務負担金	11,582
固定資産減損損失	13,700
未払事業税	763
債権償却	414
その他	<u>435</u>
繰延税金資産小計	54,350
評価性引当額	<u>△43,937</u>
繰延税金資産合計 (A)	10,413
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	<u>△3,780</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△3,780</u>
繰延税金資産の純額 (A+B)	6,633

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.5
事業の利用分量による配当	△ 4.6
住民税均等割等	1.1
過年度法人税等戻入額	△ 0.3
租税特別措置法上の税額控除	△ 0.4
評価性引当額の増減	2.6
その他	△ 0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和4年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(ア) 満期保有目的の債権・・・償却原価法（定額法）

(イ) 子会社株式・・・移動平均法による原価法

(ウ) その他有価証券

・時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(ア) 購買品・・・総平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(イ) その他の棚卸資産（原材料、仕掛品）・・・個別法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(イ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(4) 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,500千円です。

(イ) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(ウ) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(エ) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(オ) 特例業務負担引当金

特例業務負担引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(イ) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷し、取引先又は消費者等に販売する事業であり、当組合は取引先又は消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先又は消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(ウ) 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

(エ) 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(オ) 利用事業

カントリーエレベーター・育苗センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(ア) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(イ) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

(ア) 当期の計算書類等に計上した繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)の金額

19,925 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減産一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和5年3月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法廷実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

(ア) 当期の計算書類等に計上した減損損失の金額 306 千円

(イ) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した次年度計画を基礎として算出しており、次年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は471,321千円で、その内訳は次のとおりです。なお、当期の圧縮記帳はありません。

建 物	187,552千円
構築物	54,857千円
機械装置	217,012千円
器具及び備品	11,900千円

(2) 担保に供している資産

定期預金2,520,000千円を為替決済、指定金融機関、当座貸越等の事務取扱に係る担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ・子会社に対する金銭債権の総額は、50,343千円です。
- ・子会社に対する金銭債務の総額は、63,709千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

開示対象となる金銭債権・債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は72千円、危険債権額は4,780千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,852千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

(ア) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高	54,758	千円
うち事業取引以外の取引高	480	千円
合計	55,238	千円

(イ) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高	4,410	千円
うち事業取引以外の取引高	3,588	千円
合計	7,998	千円

(2) 減損に関する注記

(ア) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。また、遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。

なお、本店及び農業関連施設等については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産のため、共用資産と認識しています。

当年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失	
				うち土地
遊休資産	長峰土地 (東近江市宮川町)	遊休	306	306

(イ) 減損損失を認識するに至った経緯

長峰土地の遊休資産は、帳簿価額が回収可能額を下回ったため、帳簿価額を回収可能額まで減額しています。

(ウ) 回収可能額の算定方法

長峰土地の回収可能額は、「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(ア) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

(イ) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価

証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(ウ) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し企画審査室との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.25% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 88,658 千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(エ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(ア) 金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、(ウ)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	33,721,382	33,718,914	△2,468
有価証券	2,886,890	2,871,760	△15,130
満期保有目的有価証券	100,000	84,870	△15,130
その他有価証券	2,786,890	2,786,890	-
貸出金	4,104,817		
貸倒引当金（注）	△ 2,268		
貸倒引当金控除後	4,102,549	4,144,219	41,670
資産計	40,710,821	40,734,893	24,072
貯 金	40,217,489	40,211,034	△6,455
負債計	40,217,489	40,211,034	△6,455

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

(イ) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券の国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(ウ) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (ア) の金融商品の時価情報に含まれていません。

貸借対照表計上額 外部出資 (注) 968,932 千円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(エ) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	33,721,382	-	-	-	-	-
貸出金 (注)	390,489	387,129	360,050	325,313	281,630	2,360,206
有価証券	-	-	-	-	-	2,886,890
満期保有目的有価証券	-	-	-	-	-	100,000
其他有価証券	-	-	-	-	-	2,786,890
合 計	34,111,871	387,129	360,050	325,313	281,630	5,247,096

(注) 貸出金のうち、当座貸越 28,661 千円については「1年以内」に含めています。

(オ) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (注)	36,835,363	1,861,105	1,414,879	31,448	74,694	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(3) 有価証券に関する注記

(ア) 有価証券の時価及び評価差額に関する注記

① 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	債 券	100,000	84,870	△ 15,130
	地方債	100,000	84,870	△ 15,130
合 計		100,000	84,870	△ 15,130

②その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	評価差額
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超える もの	債 券	528,860	499,970	28,890
	地方債	528,860	499,970	28,890
	小 計	528,860	499,970	28,890
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えな いもの	債 券	2,258,030	2,410,121	△ 152,091
	国 債	927,690	995,917	△68,227
	地方債	474,970	499,326	△ 24,356
	政府保証債	305,540	319,731	△ 14,191
	特別法人債	177,280	200,000	△ 22,720
	公社債	372,550	395,147	△ 22,597
	小 計	2,258,030	2,410,121	△ 152,091
合 計		2,786,890	2,910,092	△ 123,202

なお、上記の評価差額が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約による確定給付型年金制度及び全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	79,130
退職給付費用	23,774
退職給付の支払額	△611
確定給付年金制度への拠出金	<u>△10,746</u>
期末における退職給付引当金	91,547

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	328,002
年金資産	<u>△236,455</u>
未積立退職給付債務	<u>91,547</u>
退職給付引当金	91,547

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で算定した退職給付費用	23,774
----------------	--------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,779 千円を含めて計上しています。なお、当組合が、翌年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は 37,362 千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	(単位：千円)
貸倒引当金	223
賞与引当金	4,334
退職給付引当金	25,267
役員退職慰労引当金	1,064
未払費用	671
特例業務負担金	10,312
固定資産減損損失	9,841
未払事業税	836
債権償却	414
その他有価証券評価差額（評価損）	34,004
その他	<u>446</u>
繰延税金資産小計	87,410
評価性引当金	<u>△67,485</u>
繰延税金資産合計	19,925

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	(単位：%)
法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.7
事業の利用分量による配当	△ 4.7
住民税均等割等	0.8
過年度法人税等戻入額	△ 0.1
評価性引当額の増減	△ 16.1
その他	△ 0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.8

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	133,442	257,533
計	133,442	257,533
2 剰余金処分額	41,468	143,947
(1) 利益準備金	10,000	13,000
(2) 任意積立金	18,102	114,858
うち施設改修等積立金	-	105,552
うち有価証券価格変動積立金	15,000	9,000
うち固定資産減損積立金	3,102	306
(3) 出資配当金	5,065	5,099
(4) 事業分量配当金	8,301	10,990
4. 次期繰越剰余金	91,974	113,585

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和3年度 1% 令和4年度 1%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

	[令和3年度]	[令和4年度]
定期貯金平残	(0.005%) 265,305円	(0.005%) 295,672円
共済100万円当り	(10円) 356,824円	(10円) 346,784円
生産購買(肥料・農薬)供給高千円当り	(15円) 3,097,120円	(30円) 6,443,882円
生活購買(上記以外)供給高千円当り	(10円) 710,330円	(10円) 561,160円
出荷米1袋当り	(45円) 3,871,106円	(45円) 3,342,525円

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越額が含まれています。

令和3年度 5,000千円 令和4年度 5,000千円

(単位:千円)

目的積立金	積立目的	積立基準(積立目標額) 取崩基準	当期末残高	積立後残高
施設改修等積立金	当組合の所有する施設の将来において発生する修繕・更新・施設稼働の事故処理等の原資に充てるため。	【積立基準】 当該償却施設の取得額の2分の1に達するまでを積立目標とし、毎事業年度の積立額は理事会で決議し、剰余金処分案により総会決議を経て積み立てる。 【取崩基準】 次のような支出があった年度の決算期において、当該支出額を取り崩すことができる。 *30,000千円を超える施設もしくは10,000千円を超える土地を取得したとき。 *5,000千円を超える修理費(事故処理費用含)・改良費を支出したとき。	130,448	236,000
有価証券価格変動積立金	有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるため積み立てる。	【積立基準】 有価証券の次年度計画期末帳簿合計残高の30/1000を積立目標とする。毎事業年度の積立額は理事会で決議し、剰余金処分案により総会決議を経て積み立てる。 【取崩基準】 時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)により、当期剰余金に重要な影響を与える場合に、決算期日に取り崩し、当該損失に充当する。	90,000	99,000
固定資産減損積立金	減損会計の適用により減損損失を要する額(帳簿価格を回収可能額まで減損した場合に生じた費用相当額)を計画的に積み立てる。	【積立目標額】 60,000千円とする。 【取崩基準】 減損会計を適用し、減損処理に要した額を取り崩すこととする。	59,694	60,000

6. 部門別損益計算書（令和4年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	1,094,345	235,550	140,816	427,929	288,415	1,635	
事業費用②	568,640	37,268	8,520	296,256	220,813	5,783	
事業総利益③ (① - ②)	525,704	198,282	132,296	131,673	67,602	△ 4,149	
事業管理費④	471,974	114,186	78,646	176,113	69,485	33,545	
（うち減価償却費⑤）	35,969	1,813	711	28,730	4,527	189	
（うち人件費⑤）	333,188	75,584	69,529	109,686	49,230	29,161	
※うち共通管理費⑥		43,071	18,491	63,383	21,189	4,909	△ 151,042
（うち減価償却費⑦）		1,656	711	2,437	815	189	△ 5,808
（うち人件費⑦）		24,166	10,374	35,562	11,888	2,754	△ 84,744
事業利益⑧ (③ - ④)	53,730	84,096	53,650	△ 44,440	△ 1,883	△ 37,693	
事業外収益⑨	21,378	6,096	2,617	8,971	2,999	695	
※うち共通分⑩		6,096	2,617	8,971	2,999	695	△ 21,378
事業外費用⑪	9,743	1,524	654	2,242	5,150	174	
※うち共通分⑫		1,524	654	2,242	750	174	△ 5,343
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	65,365	88,668	55,613	△ 37,711	△ 4,033	△ 37,172	
特別利益⑭	62	0	0	35	27	0	
※うち共通分⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失⑯	306	87	37	128	43	10	
※うち共通分⑰		87	37	128	43	10	△ 306
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	65,121	88,581	55,575	△ 37,805	△ 4,049	△ 37,182	
営農指導事業分配賦額⑲		16,674	7,631	8,697	4,180	△ 37,182	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	65,121	71,907	47,945	△ 46,502	△ 8,228		

・※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額

配賦割合(注)の配賦基準で算出した配賦の割合

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	28.52	12.24	41.96	14.03	3.25	100.00
営農指導事業	44.85	20.52	23.39	11.24		100.00

(注) 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 配賦基準(人員割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値
- (2) 営農指導事業 配賦基準(人員割+事業総利益割)の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 JA の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和 5 年 7 月 18 日
滋賀蒲生町農業協同組合
代表理事組合長 谷口 信樹

8. 会計監査人の監査

令和 3 年度及び令和 4 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益（事業収益）	1,199,394	1,190,263	1,082,885	1,046,855	1,094,345
信用事業収益	262,427	254,451	235,586	225,025	235,550
共済事業収益	163,815	144,107	154,351	153,213	140,816
購買事業収益	553,453	560,902	471,202	451,268	487,923
販売事業収益	47,651	53,544	57,723	51,588	48,954
保管事業収益	13,267	14,462	15,933	16,432	2,671
利用・加工事業収益	147,154	151,499	138,973	136,772	162,626
指導事業収益	3,132	4,049	2,858	4,478	3,250
その他事業収益	8,495	7,249	6,260	5,675	5,203
経常利益	36,082	50,767	50,451	52,985	65,365
当期剰余金	24,566	41,292	36,771	37,616	60,701
出資金 （出資口数）	489,102 (489,102)	500,029 (500,029)	505,551 (505,551)	514,596 (514,596)	511,337 (511,337)
純資産額	2,343,549	2,363,561	2,373,057	2,357,182	2,267,181
総資産額	39,584,606	41,358,750	42,884,422	42,349,516	43,008,905
貯金等残高	36,543,189	38,416,892	39,961,032	39,468,101	40,217,489
貸出金残高	3,316,303	2,966,754	2,992,289	3,199,737	4,104,817
有価証券残高	2,040,430	1,726,750	2,596,310	2,825,260	2,886,890
剰余金配当金額	12,408	12,968	12,618	13,366	16,089
出資配当額	4,863	4,929	5,001	5,065	5,099
特別配当額	7,545	8,040	7,617	8,301	10,990
職員数	50	47	46	47	46
単体自己資本比率	19.47	18.54	18.58	19.42	19.60

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収支	208,825	203,311	△5,514
役務取引等収支	1,896	2,212	316
その他信用事業収支	△14,712	△7,241	7,471
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	181,692 (0.47)	205,523 (0.50)	23,831 (0.03)
事業粗利益 (事業粗利益率)	534,008 (1.18)	551,305 (1.28)	17,297 (0.10)
事業純益	59,658	76,841	17,183
実質事業純益	61,084	79,331	18,247
コア事業純益	61,084	79,331	18,247
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	61,084	79,331	18,247

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	41,066,555	190,532	0.464	41,132,015	190,739	0.464
うち預金	35,478,944	139,134	0.392	34,499,694	135,561	0.392
うち有価証券	2,613,151	19,004	0.727	2,946,881	20,982	0.712
うち貸出金	2,974,460	32,394	1.089	3,685,440	34,196	0.928
資金調達勘定	40,486,509	15,200	0.038	40,555,114	11,625	0.029
うち貯金・定期積金	40,476,783	14,999	0.037	40,548,115	11,481	0.028
うち借入金	9,726	201	2.067	6,999	144	2.057
総資金利ざや	—	—	0.426	—	—	0.435

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金貯蓄奨励金(要項)が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	△12,919	△27
うち預金	△12,929	3,573
うち有価証券	3,146	△1,978
うち貸出金	△3,136	△1,802
支 払 利 息	△11,176	△3,576
うち貯金・定期積金	△11,019	△3,518
うち借入金	△157	△58
差引	△24,095	△3,603

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金奨励金(要項)が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	10,638,853 (26.2)	11,280,826 (27.8)	641,973
定期性貯金	29,836,347 (73.7)	29,265,811 (72.1)	△570,536
その他の貯金	1,572 (0.0)	1,449 (0.0)	△123
合 計	40,476,773 (100.0)	40,548,087 (100.0)	71,314

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	27,887,168 (100.0)	28,401,056 (100.0)	513,888
うち固定金利定期	27,883,364 (100.0)	27,398,442 (100.0)	△484,922
うち変動金利定期	3,803 (0.0)	2,613 (0.0)	△1,190

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	9,139	2,434	△6,705
証書貸付	2,937,283	3,653,499	716,215
当座貸越	28,917	30,198	1,281
合 計	2,975,341	3,686,132	710,790

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	1,744,806 (54.5)	2,539,083 (61.8)	794,276
変動金利貸出	1,425,133 (44.5)	1,537,072 (37.4)	111,938
	29,796 (0.9)	28,661 (0.6)	△1,135
合 計	3,199,737 (100.0)	4,104,817 (100.0)	905,079

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	32,491	26,398	△6,093
その他担保物	45,275	34,227	△11,047
小 計	77,766	60,626	△17,140
農業信用基金協会保証	1,971,764	2,073,515	101,750
その他保証	473,027	514,815	987,842
信 用	677,179	1,455,860	778,680
合 計	3,199,737	4,104,817	905,079

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	2,881,801 (89.9)	3,701,115 (90.2)	819,314
運 転 資 金	317,936 (10.1)	403,702 (9.8)	85,766
合 計	3,199,737 (100.0)	4,104,817 (100.0)	905,079

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	331,583 (10.3)	360,335 (8.7)	28,751
林 業	0 (10.3)	1,746 (0.0)	1,746
水 産 業	3,884 (0.1)	3,024 (0.0)	△859
製 造 業	169,908 (5.3)	147,092 (3.5)	△22,816
建 設 ・ 不 動 産 業	136,732 (4.2)	139,491 (3.3)	2,759
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	20,461 (0.6)	18,687 (0.4)	△1,774
運 輸 ・ 通 信 業	125,688 (3.9)	127,412 (3.1)	1,723
金 融 ・ 保 険 業	6,612 (0.2)	7,390 (0.1)	777
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	267,013 (8.2)	253,655 (6.1)	△13,358
地 方 公 共 団 体	616,311 (19.2)	1,400,063 (34.1)	783,752
そ の 他	1,521,538 (47.5)	1,645,916 (40.0)	124,377
合 計	3,199,737 (100.0)	4,104,817 (100.0)	905,079

(注) () 内は構成比 (貸出金全体に対する割合) です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
穀 作	212,987	216,185	3,198
野菜・園芸	420	293	△127
その他農業	108,498	160,695	52,197
合 計	321,905	377,172	55,268

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	272,453	260,689	11,764
農業制度資金	10,254	116,483	106,229
うち農業近代化資金	-	111,718	111,718
うちその他制度資金	10,254	4,765	4,765
合 計	282,707	377,172	94,465

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	7,538	4,765	△2,773
そ の 他	-	-	-
合 計	7,538	4,765	△2,773

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保 全 額				
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	令和3年度	72	-	72	-	72	
	令和4年度	3,562	3,562	-	-	3,562	
危 険 債 権	令和3年度	10,833	-	10,833	-	10,833	
	令和4年度	12,728	4,780	-	-	4,780	
要 管 理 債 権	令和3年度	-	-	-	-	-	
	令和4年度	33,471	852	28,670	1,390	30,912	
	三月以上 延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
		令和4年度	33,471	852	28,670	1,390	30,912
	貸出条件 緩和債権	令和3年度	-	-	-	-	-
		令和4年度	-	-	-	-	-
小 計	令和3年度	10,905		10,905		10,905	
	令和4年度	49,761	9,194	39,503	1,390	39,254	
正 常 債 権	令和3年度	2,659,171					
	令和4年度	2,820,599					
合 計	令和3年度	2,670,076					
	令和4年度	2,870,360					

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度				令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5	2,026	-	5	2,026	2,026	2,490	-	2,026	2,490
個別貸倒引当金	5,878	8,750	-	5,878	8,750	8,750	11,318	-	8,750	11,318
合 計	5,883	10,776	-	5,883	10,776	10,776	13,808	-	10,776	13,808

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	3	31	3	32
	金 額	3,120,575	12,107,963	3,372,696	16,763,509
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	-	-	-	-
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	7,780,359	1,436,364	10,985,660	901,094
合 計	件 数	3	31	3	32
	金 額	10,900,934	13,544,327	14,358,356	17,664,603

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	600,063	932,353	332,290
地 方 債	1,099,154	1,099,124	△30
政府保証債	321,648	320,655	△993
その他社債	592,286	594,748	2,462
合 計	2,613,151	2,946,881	333,729

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年度								
国 債	-	-	-	-	-	596,090	-	596,090
地 方 債	-	-	-	-	108,740	1,063,140	-	1,171,880
政府保証債	-	-	-	-	-	330,980	-	330,980
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社 債	-	-	-	-	-	496,580	-	496,580
令和4年度								
国 債	-	-	-	-	-	927,690	-	927,690
地 方 債	-	-	-	105,410	-	998,420	-	1,103,830
政府保証債	-	-	-	-	-	305,540	-	305,540
特別法人債	-	-	-	-	-	177,280	-	177,280
公 社 債	-	-	-	-	-	372,550	-	372,550

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超えないもの	地 方 債	100,000	93,650	△6,350	100,000	84,870	△15,130
合 計		100,000	93,650	△6,350	100,000	84,870	△15,130

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価又は 償却原価を超えるもの	国 債	101,140	99,676	2,464	-	-	-
	地 方 債	958,050	899,625	58,425	528,860	499,970	28,890
	政府保証債	322,410	320,702	1,708	-	-	-
	特別法人債	195,360	194,834	526	-	-	-
	小 計	1,577,960	1,514,837	63,123	528,860	499,970	28,890
貸借対照表計上額が取得原 価又は償却原 価を超えないもの	国 債	668,450	697,099	△28,649	927,690	995,917	△68,227
	地 方 債	93,400	99,629	△6,229	474,970	499,326	△24,356
	政府保証債				305,540	319,731	△14,191
	特別法人債	190,800	200,000	△9,200	177,280	200,000	△22,720
	公 社 債	194,650	200,000	△5,350	372,550	395,147	△22,597
小 計	1,147,300	1,196,728	△49,428	2,258,030	2,410,121	△152,091	
合 計		2,725,260	2,711,565	13,695	2,786,890	2,910,092	△123,202

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	386,187	24,782,928	317,117	23,440,404
	定期生命共済	234,000	377,500	41,000	399,000
	養老生命共済	87,800	6,713,268	97,400	6,180,011
	うちこども共済	70,800	3,198,800	80,400	3,115,200
	医療共済	10,000	122,550	-	116,050
	がん共済	-	52,500	-	51,500
	定期医療共済	-	201,600	-	180,500
	介護共済	257,264	850,876	41,600	867,276
	年金共済	-	20,000	-	20,000
建物更生共済		2,941,710	34,564,256	2,692,690	33,929,136
合 計		3,916,961	67,685,480	3,189,807	65,183,879

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		425	9,709	2,175	8,446
		-	75,010	-	-
がん共済		13	3,155	534	3,270
定期医療共済		-	456	72	377
合 計		438	13,320	2,781	12,093
		-	75,010	-	-

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	268,026	1,034,186	55,494	1,059,441
認知症共済	-	-	20,000	20,000
生活障害共済(一時金型)	87,000	410,000	15,000	420,000
生活障害共済(定期年金型)	4,000	12,600	15,000	26,600
特定重度疾病共済	59,000	113,600	21,500	134,100

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	42,123	765,080	21,675	764,719
年金開始後	-	162,540	-	157,212
合 計	42,123	927,620	21,675	921,932

(注)金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	3,554,500	3,225	3,678,200	3,421
自動車共済		145,834		147,543
傷害共済	11,570,900	7,465	12,209,900	7,319
賠償責任共済		680		814
自賠責共済		17,799		18,623
合 計		175,004		177,722

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和3年度	令和4年度	
生産資材	肥 料	129,408	149,467	
	農 薬	55,387	57,038	
	資 材	39,678	35,378	
	計	224,473	241,883	
生活物資	食 品	米	16,220	23,412
		一 般 食 品	4,354	5,159
	燃 料	173,884	175,263	
	耐 久 消 費 財	1,064	3,051	
	葬 祭 用 具	29,909	33,932	
	雑 貨	36,487	34,340	
	計	261,918	275,157	
	合 計	486,392	517,039	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
米	551,244	486,413
小麦・大豆・小豆	172,135	189,078
野菜(果実、花きを含む)	59,104	58,175
直 売 所	(20,032)	(19,233)
畜産物	1,479	1,783
合 計	783,962	735,449

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
直売所	6,577	6,628
その他	4,911	4,098
合 計	11,487	10,726

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収益	保管料	12,330	11,838
	その他の収益	4,101	3,711
	計	16,432	15,549
費用	その他の費用	4,163	4,980
	計	4,163	4,980
差 引 計		12,269	10,569

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収益	カントリー施設	50,451	58,574
	育苗事業	50,651	52,143
	その他利用	3,941	4,361
	葬祭事業	31,718	44,809
	観光事業	12	69
	計	136,772	159,955
費用	カントリー施設	28,253	36,209
	育苗事業	25,996	27,903
	その他利用	1,353	1,324
	葬祭事業	11,801	14,888
	計	67,404	80,324
差 引 計		69,369	79,631

4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 入	賦 課 金	234	233
	実 費 収 入	1,998	1,605
	指 導 雑 収 入	2,245	1,413
	計	4,478	3,250
支 出	営農改善指導費	1,911	2,030
	生活文化改善指導費	2,429	1,867
	営農組織指導費	2,711	873
	農政活動費	845	300
	広報活動費	300	2,833
	指 導 雑 費	2,660	2,629
	計	10,856	10,533
差 引 計		△6,378	△7,283

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.06	0.14	0.08
資本経常利益率	2.29	2.79	0.5
総資産当期純利益率	0.08	0.13	0.05
資本当期純利益率	1.62	2.59	0.97

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期 末	8.10	10.21	2.11
	期中平均	7.35	9.09	1.74
貯証率	期 末	7.16	7.18	0.02
	期中平均	6.45	7.27	0.82

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,333,900	2,374,293
うち、出資金及び資本準備金の額	514,928	511,669
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	1,832,339	1,879,674
うち、外部流出予定額 (△)	13,366	16,089
うち、上記以外に該当するものの額	△1	961
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,026	2,490
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,026	2,490
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	2,335,926	2,376,784
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-

項 目		令和3年度	令和4年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	-	-
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））	(ハ)	2,335,926	2,376,784
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		11,001,846	11,099,099
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		-	-
うち、上記以外に該当するものの額		-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,024,676	1,024,740
信用リスク・アセット調整額		-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	12,026,522	12,123,838
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		19.42%	19.60%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	84,661	-	-	77,386	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	103,306	-	-	996,493	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,718,637	-	-	2,502,693	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	516,496	19,503	780	515,839+	19,534	781
地方三公社向け	200,283	40,057	1,602	200,283	40,057	1,602
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	34,146,031	6,829,263	273,171	33,721,812	6,744,362	269,774
法人等向け	349,933	187,476	7,499	362,954	202,798	8,112
中小企業等向け及び個人向け	153,755	87,688	3,508	145,924	88,755	3,550
抵当権付住宅ローン	175,569	61,040	2,442	164,724	57,267	2,291
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	821	486	19	16,218	7,574	303
取立未済手形	3,596	719	29	5,264	1,053	42
信用保証協会等保証付	1,972,766	192,310	7,692	2,074,351	204,680	8,187
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	70,622	70,622	2,825	70,622	70,622	2,825
(うち出資等のエクスポージャー)	70,622	70,622	2,825	70,622	70,622	2,825
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	2,151,151	3,512,682	140,507	2,291,352	3,662,398	146,496
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達	898,310	2,245,775	89,831	898,310	2,245,775	89,831

手段に係るエクスポージャー						
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	10,413	26,032	1,041	19,925	49,813	1,993
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,242,428	1,240,875	49,635	1,373,118	1,366,810	54,672
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-

信用リスク・アセットの額の合計額	42,341,627	11,001,846	440,074	43,145,916	11,099,099	443,964
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	1,024,676	40,987	1,024,740	40,990		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	12,026,522	481,061	12,123,839	484,954		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	
株式会社日本格付研究所 (JCR)	
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別残高計	42,349,876	3,171,478	2,815,570	-	198	43,145,916	4,077,529	3,014,142	-	61
法人	農業	134,238	102,289	-	-	171	170,371	130,567	-	61
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	47	-	-	-	-	15	-	-	-
	運輸・通信業	716,774	-	716,774	-	-	716,140	-	716,035	-
	金融・保険業	34,149,561	-	-	-	-	33,727,039	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	241	-	-	-	-	1,407	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	2,515,921	616,329	1,101,289	-	-	3,499,173	1,400,141	2,097,824	-
	上記以外	2,460,966	-	997,589	-	27	2,582,381	177,785	200,283	-
個人	2,372,128	-	-	-	-	2,449,390	2,369,036	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業種別残高計	42,349,876	-	2,815,570	-	198	43,145,916	4,077,529	3,014,142	-	61
1年以下	34,203,218	56,757	-	-	/	34,947,803	58,150	-	-	/
1年超3年以下	151,048	151,048	-	-	/	160,874	160,874	-	-	/
3年超5年以下	358,262	359,262	-	-	/	361,361	361,361	-	-	/
5年超7年以下	363,914	263,481	100,433	-	/	305,573	205,138	100,434	-	/
7年超10年以下	397,589	397,589	-	-	/	898,317	898,317	-	-	/
10年超	4,559,689	1,844,552	2,715,137	-	/	5,238,851	2,325,143	2,913,708	-	/
期限の定めのないもの	1,244,861	99,789	-	-	/	1,233,137	68,545	-	-	/
残存期間別残高計	42,349,876	3,171,478	2,815,570	-	/	43,145,916	4,077,529	3,014,142	-	/

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	5	2,026	-	5	2,026	2,026	2,490	-	2,026	2,490
個別貸倒引当金	5,878	8,750	619	5,259	8,750	8,750	11,318	-	8,750	11,318

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和3年度						令和4年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内計	5,878	8,750	619	5,259	8,750	-	8,750	11,318	-	8,750	11,318	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給 ・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	5,878	8,750	619	5,259	8,750	-	8,750	11,318	-	8,750	11,318	-	
業種別計	5,878	8,750	619	5,259	8,750	-	8,750	11,318	-	8,750	11,318	-	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	19,503	19,503	-	19,534	19,534
	リスク・ウェイト 20%	-	6,910,007	6,910,007	-	6,793,227	6,793,227
	リスク・ウェイト 35%	-	61,040	61,040	-	57,267	57,267
	リスク・ウェイト 50%	-	373	373	-	263	263
	リスク・ウェイト 75%	-	87,688	87,688	-	88,755	88,755
	リスク・ウェイト 100%	-	1,459,005	1,459,005	-	1,600,190	1,600,190
	リスク・ウェイト 150%	-	114	114	-	7,312	7,312
	リスク・ウェイト 250%	-	2,271,807	2,271,807	-	2,295,588	2,295,588
	その他	-	192,310	192,310	-	-	-

リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	11,001,846	11,001,846	-	10,862,136	10,862,136

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバテ ィブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット ・デリバテ ィブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	321,470	-	-	320,500	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向 け	2,342	-	-	1,560	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	2,342	321,470	-	1,560	320,500	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総代会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	9,700	9,700	9,700	9,700
合計	9,700	9,700	9,700	9,700

(注) 「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：千円）

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
9,915	-	-	123,202

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
45,676	-	48,950	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎に IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当取引なし。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量 (ΔEVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト

ト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
該当取引なし。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貸出金と有価証券の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	374	345	24	15
2	下方パラレルシフト	0	△250	1	1
3	スティープ化	378	367		
4	フラット化	△272	△234		
5	短期金利上昇	△8	△19		
6	短期金利低下	6	△2		
7	最大値	378	367	24	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,376		2,335	

Ⅶ 役員等の報酬体系

1. 役員

1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示（農林水産省告示第 843 号）に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の 2 種類で、令和 4 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬 (注 2)	退職慰労金 (注 3)
対象役員(注 1)に対する報酬等	16,560	2,040

(注 1) 対象役員は、理事 13 名、監事 3 名です。

(注 2) 基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれておりません。

(注 3) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

2. 職員等

1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当 JA の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当 JA の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 4 年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注 1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注 2) 「同等額」は、令和 4 年度に当 JA の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注 3) 令和 4 年度において当 JA の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当 JA の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり、過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ



Disclosure 2023